

## 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）追加特約書

平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00026

沿革 平成 31 年 2 月 28 日 一部改正

（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の追加特約を次のとおり締結するものとする。

### （対象契約）

**第 1 条** この特約の対象は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「技術提供特約書」という。）第 1 条に定める対象契約のうち、次の各号（※ 1）のすべてに該当するものとする。

- 一 一の契約に輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる場合であって、当該一の契約の契約金額が 億円（※ 2）以上
- 二 一の契約の契約金額のうち、技術提供契約に係る対価等の額の割合が %（※ 3）以上
- 三 輸出契約及び仲介貿易契約に係る対価等の額のうち、マイルストーンペイメント及びプログレスペイメントにより決済される対価等の額（ただし、船積実行日をマイルストーンとして決済される対価等の額を除く。）の割合が %（※ 3）以上
- 四 フルターンキー契約その他の設備の建設工事の請負契約  
（※ 1）第 1 号から第 4 号を任意に設定。  
（※ 2）10 億円以上の任意の額を設定。  
（※ 3）任意の割合を設定。

### （保険責任開始日）

**第 2 条** 前条に規定する対象契約に係る貿易一般保険約款（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第 3 条第 2 号のてん補危険の保険責任の開始日は、約款第 11 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、輸出貨物等の対価等の額が当該契約の当事者間で確認された日とする。

### （保険料）

**第 3 条** 第 1 条に規定する対象契約に係る技術提供特約書第 6 条に規定する金額のうち、約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険料の額の計算にあつては、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070）Ⅱ [ 1 ] 2 (1)④の規定に基づいて準用する同規程Ⅱ [ 1 ] 1 (1)②(ii)に規定する X は、輸出契約及び仲介貿易契約に係る対価等の額が当該契約の当事者間で確認された日から当該対価等の決済予定日までの日数（当該日数が 30 日未満の場合は 30 日。以下「追加特約船積後日数」という。）とし、同規程Ⅱ [ 1 ] 2 (2)②(iii)に規定する算式中「船積後期間の日数」とあるのは「追加特約船積後日数」とする。

### （特約の更新）

**第 4 条** 技術提供特約書第 1 条に規定する期間（以下「特約期間」という。）の満了する日の 2 月前の日から 30 日以内に甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約は同一条件で、1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

2 技術提供特約書が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失うものとする。

### （特約又は約款の改正）

**第5条** 特約期間中に法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約又は約款を改正するものとする。

(特約又は約款の改定の申込等)

**第6条** 特約期間中に外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約又は約款の改定を申込みすることができる。

2 日本貿易保険は、甲が前項の申込みに応じないときは、この特約を解除することができる。

(追加特約の内容の変更)

**第7条** 第1条の内容は、技術提供特約書の締結時に甲が設定するものとし、技術提供特約書第1条に規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、組織変更又はこれに準ずる場合を除く。

(他の手続事項)

**第8条** この特約、技術提供特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。

上記のとおり特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲

印

株式会社日本貿易保険代表取締役社長名

印

附 則

この特約書は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から実施する。